

研究倫理審査手順フローチャート

(人を対象とする) 研究の計画申請

① 研究倫理審査申請書と関連資料を研究連携推進課にメール添付で提出⇒申請受付
(記入もれなど書類上の不備があれば修正後受付)

研究倫理審査委員会における審査
(「通常審査」または「迅速審査」)

※「迅速審査」の対象となる要件は「京都ノートルダム女子大学研究倫理審査委員会規程」第8条参照

申請者へ審査結果の通知

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 是正・見直しの勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

「実施に当たり措置すべき条件」に対する措置の状況の報告書 + 申請書の差替えの提出

計画の変更
する
しない

審査せず

疑義申出

研究開始

条件充足
委員長等による確認

する

しない

疑義申出/再審査申請

する

再審査申請の場合、理由を添えて申請書を再提出。①へ

しない

しない

研究計画の中途変更

する

申請書(変更)を提出。①へ
ただし研究責任者の職名/研究者の氏名/研究期間の1年以内の変更は、変更届提出。変更申請は不要

(2) 条件付き承認、(3) 是正・見直しの勧告の通知後、**2ヶ月以内**に、の所見に対する措置の報告、申請書の差替え、再提出がない場合は申請取下げとして扱います。